

人 事 措 置 に つ い て

平成 19 年 3 月 30 日
東京電力株式会社

当社は、発電設備に関するデータ改ざん等により、立地地域をはじめ広く社会の皆さまのご信頼を著しく損ね、多大なるご迷惑をおかけしましたことに対して、本日付で、下記の通り、経営管理責任の観点から取締役に対する人事措置をとるとともに、執行役員以下の関係者につきましても役職に応じた措置を行いました。

記

<取締役>

取締役会長	田村 滋美	減給 30%	3 か月
取締役社長	勝俣 恒久	減給 30%	3 か月
取締役副社長（水力担当）	林 喬	減給 15%	3 か月
常務取締役（原子力担当）	武黒 一郎	減給 15%	3 か月
常務取締役（火力担当）	猪野 博行	減給 15%	3 か月

<執行役員以下>

執行役員 電力流通本部副本部長	山口 博	減給 10%	1 か月
執行役員 原子力・立地本部副本部長	武藤 栄	減給 10%	1 か月
執行役員 栃木支店長	大久保 秀幸	減給 10%	1 か月
執行役員 群馬支店長	鈴木 均	減給 10%	1 か月
執行役員 山梨支店長	川島 道男	減給 10%	1 か月
執行役員 中央火力事業所長	和田 正一	減給 10%	1 か月
執行役員 福島第一原子力発電所長	大出 厚	減給 10%	1 か月
執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長	千野 宗雄	減給 10%	1 か月
東火力事業所長	岡元 孝	減給	1 か月
西火力事業所長	田所 博	減給	1 か月
福島第二原子力発電所長	高橋 明男	減給	1 か月

工務部長、火力部長、建設部長、原子力運営管理部長、原子力技術・品質安全部長 減給 1 か月

計 21 名

上記に加え、個々の事案につきましては、現在当社に在籍している関係した管理職 43 名について措置を行いました。措置内容は、事案に応じて、減給 2 名、けん責 3 名、訓告 3 名、厳重注意 23 名、注意喚起 12 名となっております。

以 上

社内組織の改編について

平成 19 年 3 月 30 日
東京電力株式会社

当社は、一連のデータ改ざん等に対する強い反省に立ち、立地地域をはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復をめざし、再発防止対策を拡充・強化してまいります。その一環として、4月1日付で次のとおり社内組織の改編を行います。

○「原子力・立地本部」の本店組織の改編

当社は、原子力部門全体における一層の品質向上と安全確保のため、原子力・立地本部の本店組織の改編を行い、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進するとともに、原子力発電所の運転・定期検査の管理・支援体制を明確化し、原子力発電所の安全・安定運転への支援を充実するなど、原子力部門の業務運営の見直しを行います。

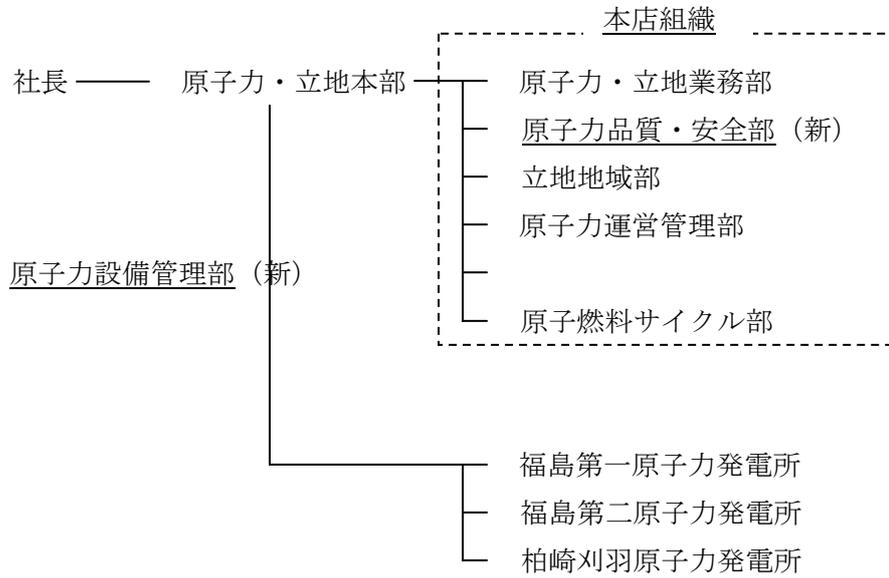
具体的には、原子力・立地本部に、品質管理と安全管理の責任箇所として「原子力品質・安全部」を、設備の中長期的な課題への計画的な対応や設備管理の統括をする箇所として「原子力設備管理部」を新たに設置いたします。

また、これに伴い、「原子力技術・品質安全部」を廃止いたします。

現行の本店組織では、「原子力運営管理部」に不適合事象を再発させないための支援等を含め、発電所の管理・支援業務が集中しておりましたが、改編後は、「原子力運営管理部」は発電所の日常運営管理機能に特化いたします。また、不適合事象の未然防止等の評価・改善に関する機能は「原子力品質・安全部」が、高経年化対策等の中長期的な設備管理機能は「原子力設備管理部」が担うことといたします。こうした今回の改編により、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進していく所存であります。

以 上

<改編後の組織図>



<組織改編の概要図>

